

# 琉球大学学術リポジトリ

## 戦後沖縄の近代建築における地域性の表出

メタデータ	言語: 出版者: 小倉暢之 公開日: 2009-06-22 キーワード (Ja): 近代建築, 沖縄, 地域性, コンクリート造建築, 国際様式, 発展途上域, 米国, コンクリート建築, コンクリート住宅, アイデンティティ, 地域主義 キーワード (En): Modern architecture, Regional characteristics, Concrete housing, Okinawa, U.S.A., Concrete building 作成者: 小倉, 暢之, Ogura, Nobuyuki メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/10987">http://hdl.handle.net/20.500.12000/10987</a>

あった。この設計競技からは建築界に二つの問題が提起された。すなわち、近代建築における伝統意匠の捉え方と、建築職能の問題である。

占領下の沖縄における沖縄文化の殿堂としての博物館はこうした経緯で完成を見るのであるが、建築学の視点から捉えるとすれば、建築設計に馴染みの薄い委員等によるイメージ先行的審査には限界があった点は明らかであり、それは設計者自身が当初から意識していた点でもある。さらに沖縄建築界においても既に審査会の審査の在り方に対して近代建築における伝統意匠の捉え方に対する異議が起こっており、この設計競技がその後の地域性の表現をめぐる論争の発端になった点には重要な意義がある。それは皮肉にも米国人によって推進されたプロジェクトによって展開したのであるが、近代建築における地域主義の模索は被占領側であるが故の強い欲求でもあり、沖縄において地域性の表現が地元市民に強く支持される強い必然性があった。

作品の著作権の保証と建築家の主体性を尊重するには、建築設計に対する社会的認識の成熟を伴わなければならないが、当時の時代背景からは満足すべき状況になかった。すなわち、建築設計における専門職としての職能の社会的評価が問われた出来事でもあったともいえよう。この点は地元建築界でも大きな課題となり、その後の競技設計制度に大きな影響を与える事になる。

### 3-3 那覇市公会堂

#### 3-3-1 設計競技の背景

1968年に行われた那覇市公会堂（現在の那覇市民会館）の競技設計は、琉球政府立博物館の後に行われた本格的建築設計競技として沖縄近代建築史の中では重要な意義を有している。それは、博物館における多くのトラブルを踏まえて建築作品を審査する審査体制が格段に充実したものとなり、その結果、応募する建築家達が意欲的に取り組み、その後の沖縄の建築的アイデンティティに関する議論を活発にした点にある。また、当時の沖縄は本土復帰に向けた活動が盛んになり、建築のみならず様々な文芸活動において沖縄らしさに関する話題が盛んに取り上げられた時期でもある。

沖縄の首都那覇市は、1967年11月に那覇市公会堂の設計を指名設計競技によって行う事を決め、地元設計事務所の中から7社を指名し、我那覇建築設計

事務所、現代建築設計事務所、国建設計工務株式会社、宮里栄一建築設計研究所、宮平建築設計事務所、ライト工務店、安元建築設計事務所が選ばれた。いずれも当時の沖縄を代表する建築設計事務所であり、地元建築界でも指導的役割を担っていた。

さらに、審査員には、本土から著名な学識経験者と建築家を招聘し、琉球政府の土木建築部長を含めた3名で審査を行う事になった。学識経験者には近代建築史の専門家である東京芸術大学教授の山本学治、そして、建築家には武蔵野美術大学教授の芦原義信が選ばれ、琉球政府からは建設局土木建築部長の我喜屋宗正が選ばれた。我喜屋は当時の地元建築行政のトップであり、また政府立博物館の審査にも加わっていた人物である。11月15日付けの広報誌「広報市民の友」には、3名を決定した理由を審査の公正を期するためとしている。これは博物館での審査体制とその審査過程が建築界において強く批判された事をうけての決定と考えられるが、この審査体制は地元建築界に受け入れられる内容であった。

博物館設計競技の場合との違いについては、主な点が四つ挙げられる。第一に募集内容が明文化されたこと、第二に審査員が建築専門家を主体としたこと、第三に著作権を明示したこと、そして第四にUSCARの関与が弱いことである。

募集内容の明文化は審査の公正を期する上で不可欠であり、当時の本土での主要な競技設計の事例を参考にしているものと思われる。ここでは建築設計指名競技の基準と実施要項をそれぞれ作成して詳細な記述が行われている。さらに、表現方法については地域性の表現を要求する規定は無く、自由な表現を可能にしている。

審査員については、3名以上を依頼し、その過半数は設計監理の経験を有する建築家とするよう定めている。これは建築設計の専門性を尊重した結果であり、博物館の場合に比べ大きく進展している。さらに本土から複数の専門家を招聘したのは事業主体側の公会堂建設にける期待の大きさを示すものともいえよう。

著作権を明示した点は、博物館での当選案の扱いが建築家にとって不当に歪められたいきさつに地元建築界が特に注目していた事からも必要不可欠な要件となった事が伺える。ここでは著作権は応募者に帰属し、使用権は那覇市に帰属すると記述している。さらに参加報酬や審査報酬も額を明示し公正な設計競技の実現を目指している。

USCARの関わりについては、博物館の場合とは全く異なる。これは事業主体

が那覇市であり、USCARの政策を担うものではない事からも理解される。総工費183万ドルの内訳は、琉球政府25万ドル、日本政府25万ドル、那覇市133万ドルであり、那覇市が主体の事業である。この点も設計者にとっては不要な制約の無い自由な表現を期待させる設計競技であったといえよう。

### 3-3-2 応募案

設計競技は1968年1月に行われた。以下に各案の内容について述べる。

国建設計工務株式会社の案(図3-15)は、大胆な深い庇を建物の周囲に設け、敷地周辺にある各種公共施設との繋がりを考慮している。外観は特に沖縄の伝統意匠を引用していないが、高さのある深い庇に囲まれた空間は沖縄の気候風土に馴染み易い造形となっている。

ライト工務店の案(図3-16)は、大ホール全体にルーバーを用いた外殻壁で覆い、公園側に大きな広場を設けて周辺環境とのスムーズな繋がりを意図している。この外殻壁は、設計者によれば、日本古来の草葺き屋根にイメージを取っており、沖縄特有の猛暑をさけるベンチレーション効果によって冷房費の節減を図っている。

宮平建築設計事務所の案(図3-17)は、フライタワー外壁にくずれ格子パターンの在来瓦を配してカラフルな沖縄色の演出を意識的に試みており、地元素材の採用に積極的である。

安元建築設計事務所の案(図3-18)も赤瓦の小口積みによる外観に力を入れ、シンプルな外観を意図している。ここでも赤瓦を沖縄の最も典型的なシンボルと捉えて設計している。単純な箱形建築に大庇とプロムナードブリッジを付加した外観を形成している。

我那覇建築設計事務所の案(図3-19)は、博物館の意匠と大きく異なり、ここではプレキャストコンクリートによる水平ルーバーを大胆に用いて日照調整を計画している。これは沖縄の日照条件を科学的に分析し、正面に当たる日差しの強い西から南西側をルーバーとし、その反対側にガラス張りの開放的空間を設けたものである。全体に四角な箱形であり国際建築様式の沖縄版ともいえる意匠である。

宮里建築設計事務所の案(図3-20)は、正面側に大きなボリュームの傾斜屋根を配し、棟には神社の千木を思わせる意匠を取り入れて全体に日本の伝統建築の意匠を強く感じさせる案となっている。また、正面全面に庇を兼ねたエントランスポーチには沖縄の気候条件への配慮が窺える。

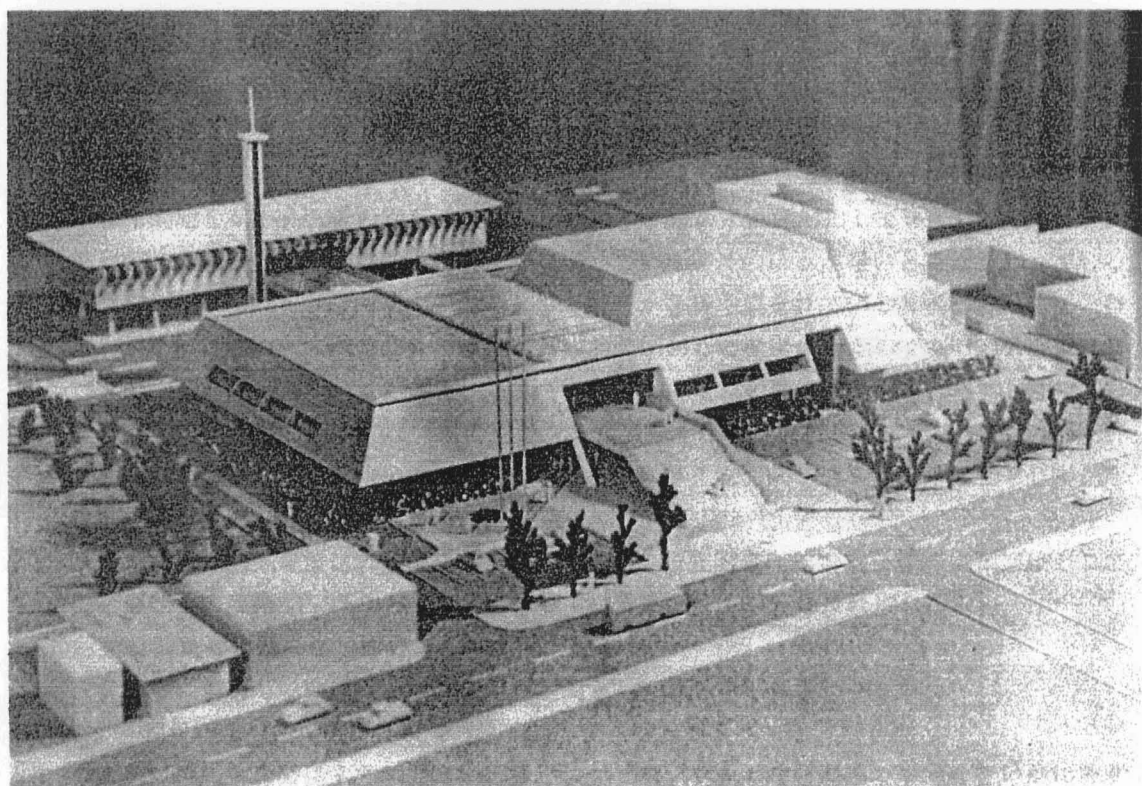


図 3-13 当選作品模型写真 現代建築設計事務所案 (参考文献 40. より引用)

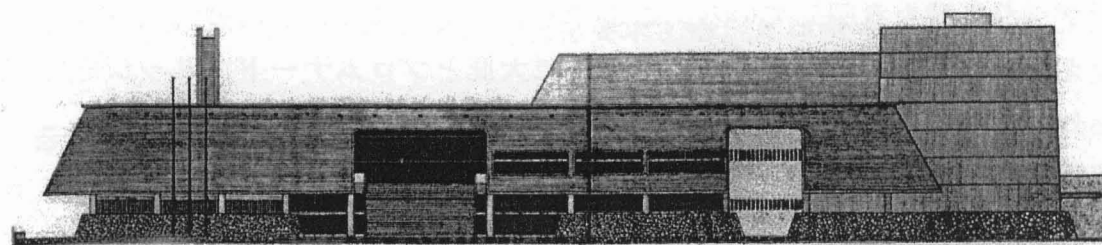


図 3-14 当選作品立面図 現代建築設計事務所案 (参考文献 40. より引用)

当選案となった現代建築設計事務所の案 (図 3-13, 14) は、沖縄の伝統的民家の造形意匠を

現代的に取り入れたユニークな設計である。庇と赤瓦屋根を組み合わせたような独特なパラペットが特徴的である。これは奥行き 7m の深い庇に地元産の赤

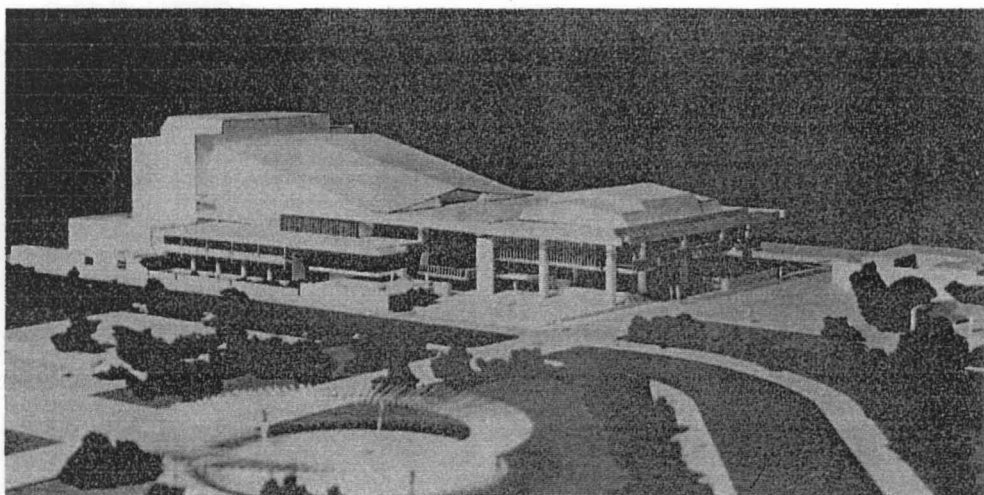


図 3-15 応募案 (国建設計工務) (参考文献 40. より引用)

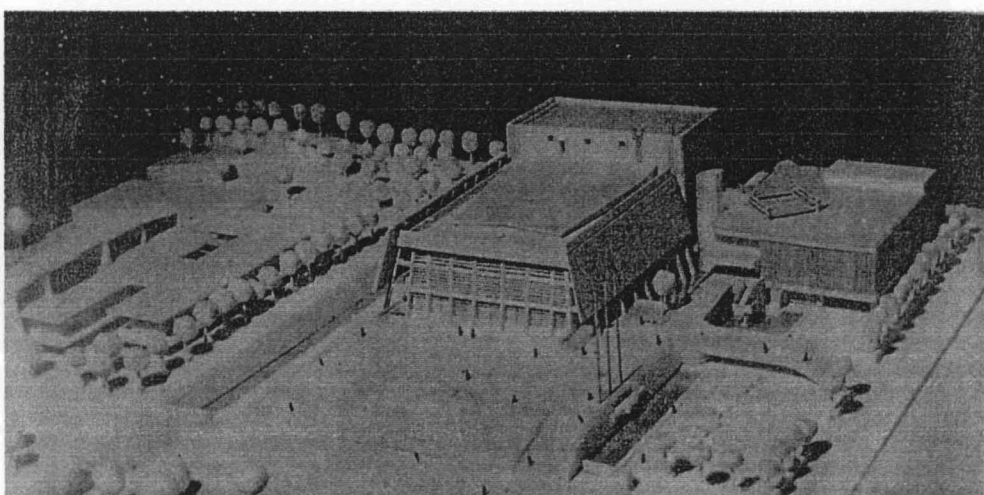


図 3-16 応募案 (ライト工務店) (参考文献 40. より引用)

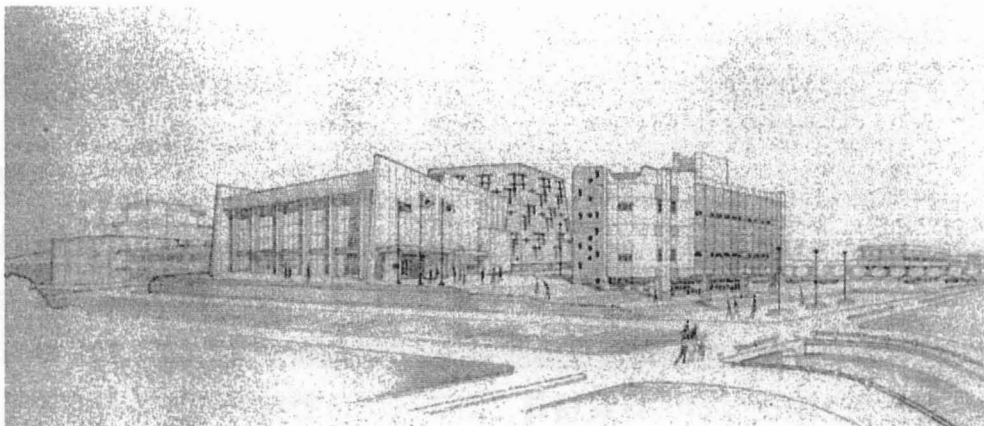


図 3-17 応募案 (宮平建築設計事務所) (参考文献 40. より引用)

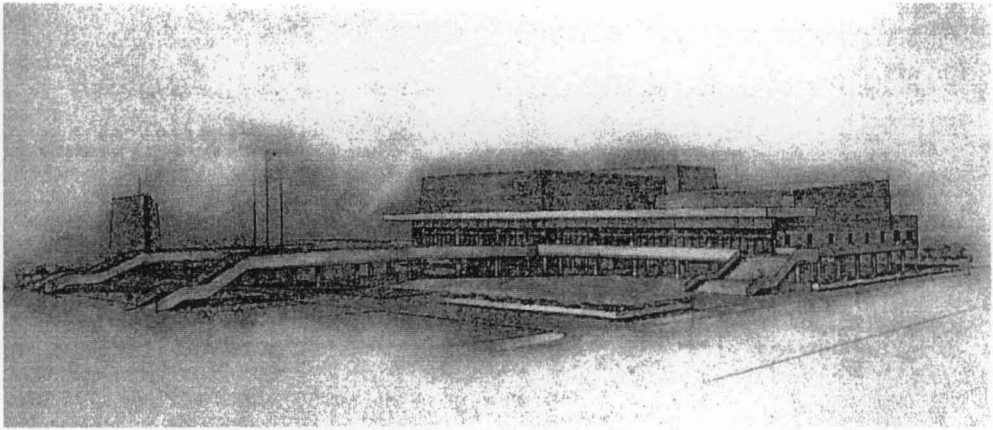


図 3-18 応募案（安元建築設計事務所）（参考文献 40. より引用）

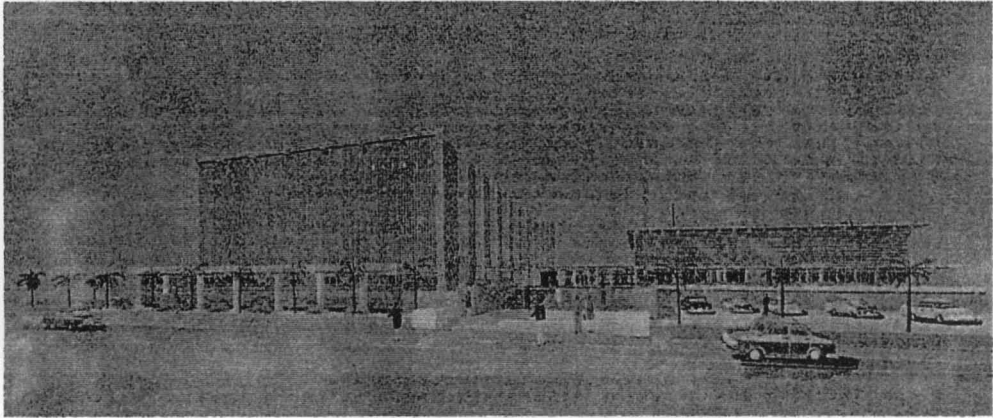


図 3-19 応募案（我那覇建築設計事務所）（参考文献 40. より引用）

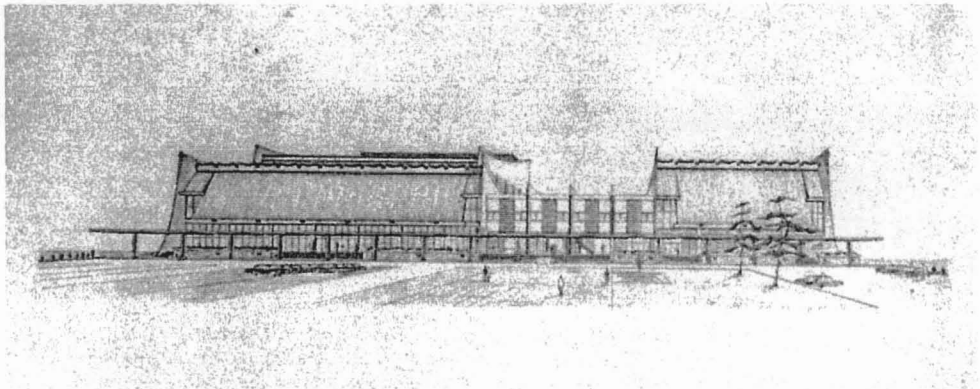


図 3-20 応募案（宮里建築設計事務所）（参考文献 40. より引用）

瓦タイルを貼り、南国の気候風土を強く意識したものである。さらにその庇の下に組み込まれた高さ 2.5m の石垣状の塀も民家のヒンプンと呼ばれる屋敷入り口正面の目隠し塀の意匠を取り入れたものである（図 3-21）。全体に非常にローカル色の強い近代建築の造形である。設計説明書によれば、建築設計の基調をなすものとして機能的な動線と風土性の表現の二点を挙げている。そして、後者については、「・・・重厚でほりの深い彫刻的な美しさを求め・・・厳しい自然的条件を克服し、伝統に学びつつ設計にあたった。」と設計主旨に解説している。

### 3-3-3 当選案の評価

この設計競技には建築界は元より地域社会からも大きな関心が寄せられた。そして、審査結果は 1968 年 2 月 13 日の沖縄建設新聞に詳細に報道された。それによると、本土から招聘された審査員からは、沖縄の設計技術の水準が予想以上に高く、応募作はいずれも独創的で力作揃いであったと評している。そして裁定理由として 5 項目を挙げ、3 項目は平面計画、断面計画、動線計画、構造計画、管理運営等の機能性の優れた点を、残り 2 項目は日照調整における風土特性の評価と、新しい設計技術と風土的伝統を新しい市民生活の中に活かそうとする堅実で積極的な姿勢の評価であった。さらに審査評の中で、「この作品が今後の公共建築にひとつの指標にたり得ると信ずる。」と高い評価を与えている点は注目される。

### 3-3-4 設計競技の意義

この設計競技の審査運営は、琉球政府立博物館競技設計の審査の教訓に基づいて整備されており、設計者にとって設計の主体性が保証されたものであった。そのため地元建築界でもこの設計競技の企画運営に対する評価は高かった。それはまた、建築家の職能が社会的にも広く認められる事をも意味するものであり、地元建築家達の競技設計に向ける意欲も高いものであった。従って、当選案に見られる風土性の捉え方と表現方法は多くの建築家達の関心を集め、その後の沖縄近代建築の設計に多大な影響を与えた点は注目される。

戦後沖縄の建築界は本土と異なり、設計と施行の分離という米国方式が主流であり、本土に多く存在する設計施工を一体化した工務店形式の業者は少なかった。そのため設計の主体性については、設計業界ではいち早くその職能の社会的認識の向上に対する意識が形成された。しかし、行政を含めた社会一般の



認識は米国のそれと異なり、多くの建築家はそのギャップの中で苦闘を強いられていたのが現実であった。こうした背景の中で先に述べた博物館の問題は重要な問題であり、それ故に市民会館の競技設計の成功は彼らにとって大きな励みとなったのである。

今日、沖縄近代建築の地域性を表す三要素とまで言われる、ヒンプン、雨端、赤瓦は、この競技設計によってクローズアップされたデザインモチーフであり、多様なバリエーションを生みつつ、沖縄全島の近代建築に多大な影響を与えていった。

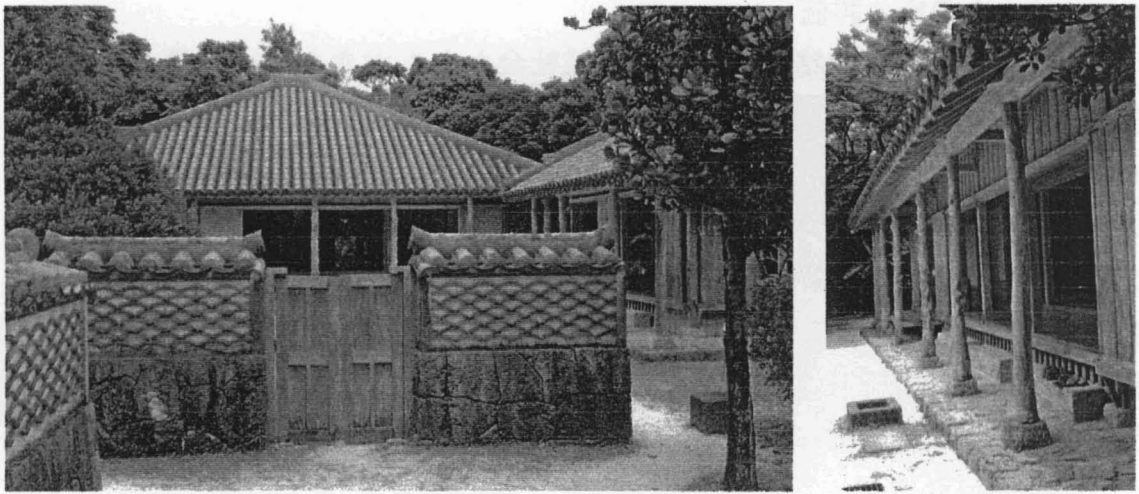


図 3-21 沖縄の伝統的木造赤瓦住宅のヒンプンと雨端（沖縄海洋博記念公園 おもろそうし園）

### 3-4 小結

戦後沖縄の公共建築における地域性の表現に大きく貢献した重要な建築として、琉球政府立博物館と那覇市民会館の作品を取り上げた。共に当時の指導的建築設計事務所を指名した設計競技であったが、前者は地元社会における建築的アイデンティティの在り方について関心を高める役割を果たし、後者はその具体的表現方法においてその後の沖縄建築の手本ともなった点に重要な意義がある。

前者の設計に関しては、設計競技の審査は琉球政府文教局によって形式的には運営されたが、この建築は USCAR による住民統治政策の手段として重要な意

味を持ち、そのため実質的にはUSCAR 主導による設計指導が行われ、当選案とは意匠が大きく異なるものとなった。その結果、近代建築と伝統意匠の融合の在り方に関心が高まった。一方、後者は前者の経験を踏まえて公正な審査方法により政治的影響から解放され、建築家として自由な立場での表現が可能となった。

結果的には伝統意匠を強く意識しつつも新たな表現形式を生み出した作品が当選したのであるが、この意匠が後の沖縄建築における地域性の表現を雨端、ヒンプン、赤瓦という三つの要素により形式化する上で大きな影響を与えた事は沖縄近代建築史において特筆すべき点といえよう。

\*\*\*